

4月分から「小売自由化・割引制度もスタート」

都市ガス料金を改定します



■問合せ：上越市ガス水道局営業保安課
 ☎0255・522・5514、ホームページ
<http://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/>

ガス小売が全面自由化

ガス事業法が改正され、4月1日から都市ガスの小売全面自由化が始まります。

これにより、お客さまが都市ガスの購入先を自由に選択できるようになります。市内においては、現在のところ新たな小売業者の届け出はありません。

なお、4月1日以降も引き続き、上越市ガス水道局と契約いただける場合には、現在の契約条件を継続します。お客さまの手続きは不要です。

都市ガス料金を値下げ

原料ガス購入価格の値下げに伴い、4月1日から都市ガス料金を値下げします。

1立方メートル当たりの平均単価で5円60銭の値下げとなり、標準使



用量の家庭（1カ月39立方メートル）で試算した場合、月額4538円で、233円の値下げとなります。

この改定に伴い、4月分の料金は、3月の検針日の翌日から31日までを旧料金、4月1日から4月の検針日までを新料金で日割り計算します。

●改定後の一般契約料金表（1カ月当たり、税込み）

1カ月の使用量	基本料金	従量料金 (1㎡当たり)
0～25㎡	367.20円	107.58円
26～250㎡	410.40円	105.85円
251㎡以上	626.40円	104.98円

都市ガス料金の割引制度を開始

住宅の新築や増改築、燃料転換などで、4月から新たに都市ガスを使用する人を対象に「新築祝い3年割」として、使用開始日から3年間、契約したガス料金の従量料金を5パーセント割り引きします。

また、「子育てプラス割」として、中学3年生までの子どもと同居する場合は、割引率をさらに5パーセント上乗せし、最長3年間、同料金を10パーセント割り引きします。

なお、建て替えでも対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

※いずれもアパートやマンションなどの集合住宅に住む人は対象外となります。

◆申し込み：申請書に必要事項を記入し、別に指定する資料などを添付の上、ガス水道局営業保安課へ。申請書はガス水道局ホームページからもダウンロードできます。

液化石油（LPG）ガス料金も値下げ

市が、大潟区の一部地域で供給している液化石油（LPG）ガス料金も、都市ガスと同様に4月1日から値下げします。

1立方メートル当たりの平均単価で65円26銭の値下げとなり、標準使用量の家庭（1カ月6立方メートル）で試算した場合、月額2516円で、421円の値下げとなります。

この改定に伴う4月分の料金は、都市ガス料金と同様に日割り計算します。



●改定後のLPガス料金表（1カ月当たり、税込み）

1カ月の使用量	基本料金	従量料金 (2㎡を超える1㎡当たり)
2㎡以下	918.00円	-
2㎡超	918.00円	399.60円